資料１

# 令和７年度の刈谷市５歳児健康診査検討委員会について

令和５年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて「妊娠期からの切れ目ない支援の充実」として乳幼児健康診査の推進が示され、令和５年度の国の補正予算で１か月児と５歳児の健康診査の費用補助事業が創設された。

本市においても、５歳児健診の実施に向けて、令和７年度に刈谷市５歳児健康診査検討委員会を開催し、有識者や関係機関等の意見を伺い、実施方法及び内容等の検討を行い、令和９年度から二段階方式での実施とした。

## 令和７年度検討委員会での内容

### ○ 二段階方式

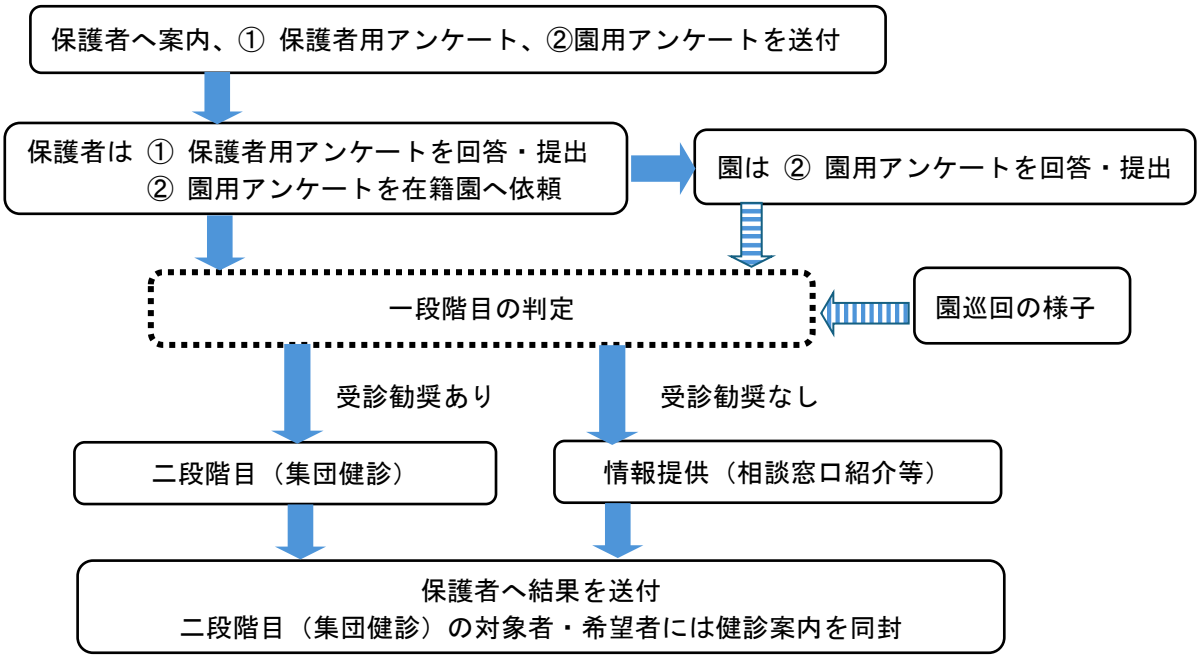
対象となる年齢の幼児全てに、アンケートや巡回相談等による聞き取り（一段階目）を実施し、医師の関与のもと発達等に課題があると考えられた幼児を対象に医師が診察する健診（二段階目）を実施する。

### １　対象

実施年度に満５歳になる幼児（年中）※標準的には４歳６か月～５歳６か月となる幼児

### ２　一段階目（アンケート、聞き取り）

（１）流れ




（２）アンケート　※別添１、２

ア　５歳児健康診査問診票：保護者のみ回答

イ　子どもの強さと困難さアンケート（ＳＤＱ）：保護者、在籍園が回答

資料１

### （３）一段階目の判定補足

ア　二段階目を希望する場合、二段階目を案内する。

イ　園用アンケートの提出がない場合（保護者の依頼なし等）は、集団生活における様子の把握ができないため、二段階目を案内する。

ウ　既に医療や療育を受けている幼児については、二段階目の対象としないが、希望者は、二段階目を案内する。

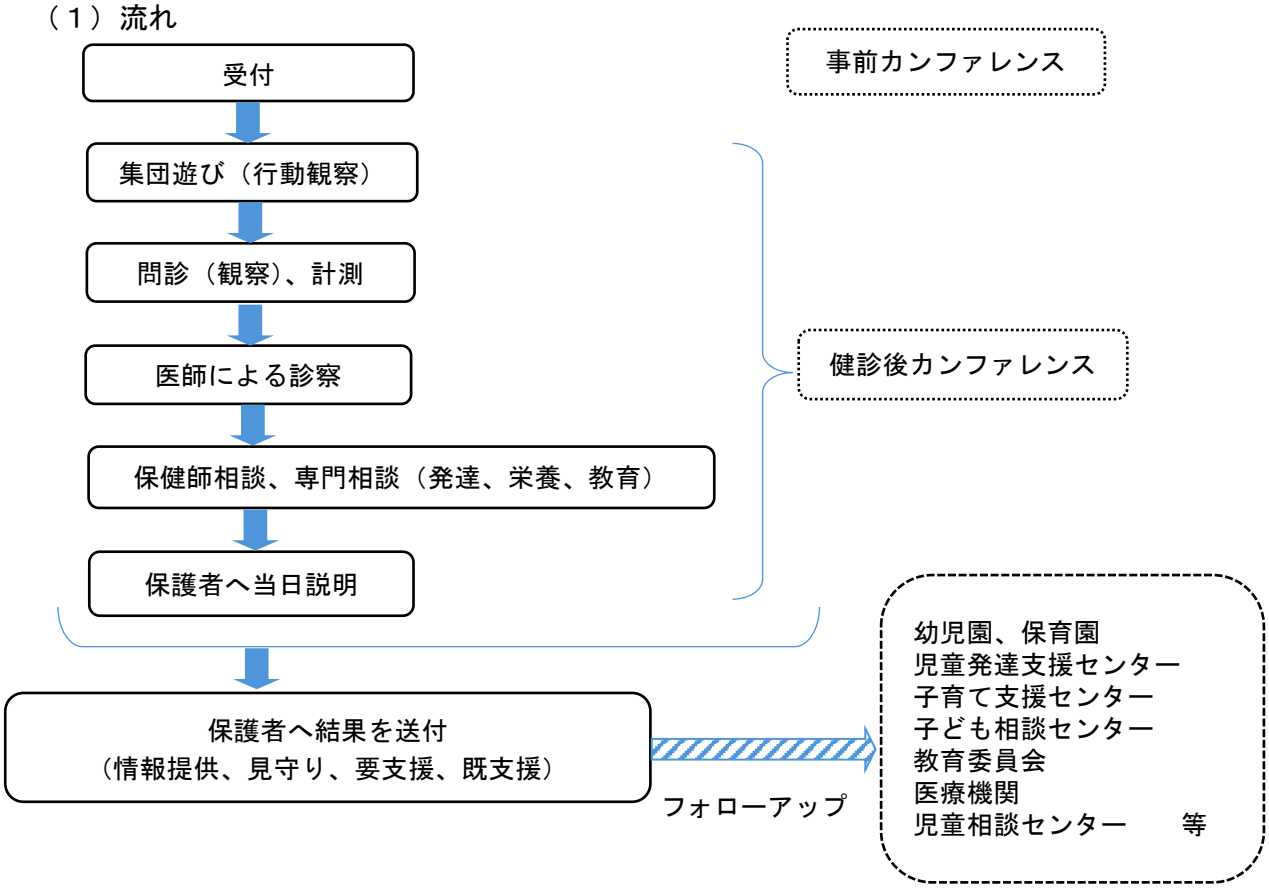
### （４）アンケート未提出への対応（保健センター）

ア　① 保護者用アンケートが未提出：保護者へ提出の勧奨通知を送付。

イ　② 園用アンケートのみ未提出：保護者へ園に依頼するよう連絡。

## ３　二段階目（集団健診）

### （１）流れ




### （３）未受診の対応（保健センター）

ア　保護者へ受診の勧奨通知を送付。

イ　受診が難しい場合は、園等との連携を保護者へ提案。

【引用・参考】

・５歳児健康診査マニュアル＜改訂版＞

・「母子保健医療対策総合支援事業（令和５年度補正予算分）の実施について」令和５年 12 月 28 日こども家庭庁

・「令和７年度（令和６年度からの繰越分）母子保健衛生国庫補助金（うち「「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業」）に係る Q&A（一部改正）について」令和７年８月 14 日こども家庭庁